

## 第9回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年12月15日（火） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所 東庁舎 302会議室

3. 出席者

（委員）

明石 照久 委員長、 鶴 弘之 委員、 馬場 範夫 委員

（事務局）

長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員

深町 浩一 協働推進課長、田村 敏浩 協働推進担当係長

（コンサル）

佐々木 央 （富士通総研）

4. 議題

（1）個別補助金の審査について

①校区コミュニティ協議会（運営費）補助金（協働推進課）

質疑応答

委員：校区コミュニティ協議会運営費資料の決算一覧について、概要の説明及び市が認識している課題をお聞かせ願いたい。

事務局：決算一覧は各協議会の決算項目が様々であるので、内容を精査しながら作成したものである。運営費の主な支出は、会議費、事務所維持費、事務費、備品購入費、役員報償費というところであり、研修費を計上しているところもある。補助金はこのようなものを対象に支出している。

委員：この資料から運営費の課題はあるか。

事務局：市からは、協議会に月に1回の役員会開催を言っているのので、各協議会一律に資料代やお茶代は会議に含まれており問題はないと考えている。事務所維持費に関しては、9協議会の中で市が事務所を借上げているところもあれば、学校施設の一部を使用しているところもあり事務所規模に違いがあるため、大型の電気出力を必要とするところは電気料が上がってしまい事務所維持費が逼迫するという協議会もある。とはいえ、補助金額の見直しをする中でどうにか維持できている状況である。

委員：校区コミュニティ協議会補助金については、委員は運営費と基本事業費に分けて審査をするよう要請されており、この観点で資料を見てきたが、整理していただいた資料は非常に分かりづらいものとなっている。運営費補助金の中身は、事務所維持管理費が60万円、役員報償費が15万円を補助上限としており、補助額の根拠は平成29年度に調査したなかで、事務所維持管理費の平均が48万円です。最も高いところが60万円を超えていたので上限60万円に設定し、役員報償費は最も高

いところが13万円であったので上限15万円に設定したという説明であった。一方、補助金交付実績一覧表では、運営費補助金は9協議会中、上限額の75万円が5協議会、74万円台が2協議会であり、この金額は多いように思った。この点を説明できる材料があればお聞きしたい。補助制度を見直したことで、運営費の決算額が増えたのではないかとも思われる。最も必要なことは、この校区コミュニティ協議会補助金、この後審議する行政区活動補助金については、まず市の中で実態が見える化していく作業が必要ではないか。つまり一つの表に全体が見える形で落とし込みをする作業である。そういう整理を行い、例えば市長さんに説明するとき、市長さんも副市長さんも担当も関係課も同じ資料を見ると現状に対する認識が統一されると思う。おそらく今はそれがいいのではないかと思われる。関係者が現状を認識していないと、補助金を出すときに担当者、協議会、行政区の方に適切な説明ができないのではないか。補助金を受けた側の使い方も、おそらくどんぶり勘定的な使い方になるのではないかと、今回提出された資料を見て感じているところである。

事務局：コミュニティ協議会が設立されて以降、運営費がどれくらい増えたのか、あるいは減ったのか今日資料を持っていないので分からないが、補助金を見直す前の経過を見ると年々各協議会の繰越金は減少し事務所運営がむづかしいということがあり、安定的に運営をしてもらうように補助金額を設定したものである。協議会の資金繰りが厳しいこともあり補助金の見直しを行ったという経過である。

委員：各協議会の役員報償費は、高いところが31万2千円で、ほかは14万円、15万円になっているが、この高いところの内容、ほかの協議会との違いを説明していただきたい。

事務局：役員報償費は補助限度額を15万円にしているので、各協議会は15万円を基本的に役員の状況に応じて振り分けているというのが現状である。最も高い協議会は役員報償費と行動費も含めて支出している状況である。

委員：役員報償費は分かりやすいと思われるが、事務所維持費がどのようなものか全く分からない。事務所維持管理費とは事務所維持費をメインにしているのかと思ったが、事務費や備品費も必要ということで、補助金60万円の対象がどのようなになっているのか全く分からない。

事務局：各協議会では、事務所を維持するための電気料、水道料、電話料、インターネット回線料が支出されている。補助金交付要綱で支出項目は定めており、旅費、需用費、役員報償費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金と役員報償費としている。実態としては、光熱水費がほとんどで協議会で支出してある。

委員：すべての協議会は運営費補助金60万円をどの経費に充てていいのかが共通理解をしているのか。

事務局：補助金を交付する際には必ず、申請の年度初め、実績報告の年度終わりに会議を持

って説明し個別相談対応もしている。事務所運営に係る経費の説明をQ&Aも作りながら行っている。

委員：そうであれば、今回作成された資料は、今説明された分かるような形式で示すべきで、そのようになっていないので何回見ても理解できなかった。このため、評点審査については点数の入れようがなかった。それはこの後の行政区活動補助金も同じである。皆さんが各協議会の実態を正確に把握し、その内容を分かるように整理をしていただきたい。

委員長：ほかに意見質問がある方はお願いします。

委員：全く同じで、提出された資料ではよく分からない。評点審査に苦慮している状況である。決算一覧の市補助金の内容はどのようなものであるのか。

事務局：コミュニティ協議会では、分野ごとに様々な受け入れがあり、市の補助金としては協働推進課の校区コミュニティ協議会補助金の運営費・基本事業費、該当するところに提案事業費、防災安全課の防災訓練に対する安全安心補助金、高齢者支援課の高齢者支援関連の補助金があり、様々なセクションからの補助金を受け入れている。そのほかに、平成31年度では宝くじを財源としたコミュニティ助成を受けた協議会が一つある。

委員：提出された資料は総額のみ示してあるが全体的に内容が分からない資料となっている。コミュニティ協議会に対しては、決算書に関してフォーマットを作成し、科目ごとに支出項目を整理するといった、もっと突っ込んだ指導をすべきである。委員指摘のように一覧にして横断的にコミュニティの状況が比較できるような資料を作らないと、それぞれの協議会がばらばらに処理されても効率が悪いのではないか。

コンサル：委員意見の確認であるが、各コミュニティ協議会から出てくる決算書のフォーマットは共通なものか。

事務局：支出項目は共通ではなくばらばらである。

コンサル：補助金の精算の調書である補助対象経費明細書が決算書の費目と整合していないので、組み替えながら明細書が作られており、各協議会の状況を横並びで比較できないため、正しい審査ができないと思われる。校区コミュニティ協議会は任意団体であるとしても、活動費の財源の多くが今回の補助金やそれぞれの政策分野ごとの補助金などで、市の財源に依存している状況であるので、支出項目は統一することを前提に、補助金を出すべきである。このことから始めないと審査ができないと思われる。補助金所管課が正しく補助金が使われたのか適切に説明できない状況であり、来年度からでも対応すべきと思われる。

委員長：委員の意見としては、提出された資料はフォーマットもなく協議会を見比べることが出来ないものとなっており、補助金がどのように使われたのか把握できない状況では審査は出来ないということである。委員の意見により、本日、この補助金の

審査をすることになっているが、評点審査はしないこととする。

事務局：評点審査については、評点審査が出来る資料を用意できるか含めて担当課と検討させていただきたい。

委員長：後のスケジュールもあり資料の用意は無理と思われるので、今回の委員会の意見を踏まえて来年度以降、収入支出項目の定義を定めた統一したフォーマットで決算内容を明確にし協議会の比較が出来るよう改善をお願いし、今回評点審査はしないこととする。

質疑終了、評点審査なし

## ②校区コミュニティ協議会（基本事業費）補助金（協働推進課）

質疑応答

委員：提出された校区コミュニティ協議会事業費の中に基本事業費とそれ以外の事業費も含んでいるということか。

事務局：そのとおりである。

委員：グランドゴルフ大会を基本事業としている協議会としていない協議会の違いは何か。

事務局：グランドゴルフを基本事業としていない協議会は、高齢者の参加を求める高齢者地域活動支援補助金を活用し基本事業には他の事業を充てたもので、補助金をどのように活用するかで協議会ごとに違いがある。

委員：そのあたりの二つの補助金の活用の理屈が分からない。

委員：その件については同感で、資料では高齢者地域活動支援補助金の対象のグランドゴルフ大会はいくつかの協議会で実施されているが、事業に対する補助金の扱いが協議会によって違っている。これは、校区コミュニティ協議会に対しいくつかの市の補助金があるが制度設計がうまくいっていないため、協議会に対する市の補助金はすべて見直す必要があると思った。今の説明された補助金は市として制度化するべきではないと思う。これは補助金ではないと思う。補助金は交付要綱を作って補助金を使う事業をそこに規定するものであるが、今の説明ではどのようにでもなるというもので、そのような補助金がいくつも存在している。市の補助金を受ける側がどのようにでも使えるという状態と理解せざるを得ない。

コンサル：エンジョイ広場事業補助金まで含めて校区コミュニティ協議会や行政区に支出されている複数の補助金を同一横並びで審査することを目的としている。交付要綱では基本事業費補助金の対象経費として、協議会が目的を実現するために校区で実施する事業に必要な費用としか規定していない。協議会が必要な事業であるといえば、すべて対象になるという要綱になっている。このような要綱が出来上がっている時点で、市としてはどんぶり勘定で使っていていいという補助金を設定してしまっている。それが、ほかの課の補助金ともさらに相乗効果を発揮して、市が意図した補助金の使い方をしてもらうのではなく、校区コミュニティ協議会側が自分たち任意で適当

に充てていることを、市が誘導してしまっている。交付要綱を見直さない限りは変わらないということについて、委員の皆さんは校区コミュニティ協議会へのすべての補助金含めて大きな問題と指摘されている。

事務局：今回、校区コミュニティ協議会補助金と行政区活動、高齢者地域活動、エンジョイ広場補助金をセットで審査してもらったのは、事務局としても似たような補助金をいろんな部署から出しているということの問題ではないかと思っており、今のご指摘には、市全体として適切に運営できる補助金の見直しが必要であると考えている。

委員長：宗像市は校区コミュニティに対して交付金という形で交付しており、使い道は自由に出来るようにしている例もあり、制度設計をどのようにするのが重要である。筑後市は補助金として要綱を整備し交付しているのであるから、今のように校区コミュニティの方で何にでも使えるというのは、補助金のあり方としておかしいのではないかという委員の指摘はもっともである。これから校区コミュニティが整備充実されて宗像市のようになっていけば、将来的には交付金という形で地域で決定できるという市の政策決定もあるが、こういうことを整理しないと議論が進まないのではないかと思われる。

委員：基本事業費補助金については、協議会で実施してきたこれまでの経緯を踏まえてイベント的な事業を継続する必要があるという考えから制度設計されているが、二つの校区では基本事業がなく、日帰りバス旅行というのがあるが、このようなものは補助金が目的とした実質的なイベント的な事業ではないかと疑問に思った。協議会の有り様とか協議会が実施することへの市の援助・助成のあり方とかを、協議会も含めて協議検討することも必要ではないか。

委員長：ほかに意見がなければ、これも評価をしないということになるが、これは根幹にかかわる制度設計の問題なので簡単に答えがでないかもしれない。市と校区コミュニティの関係を整理しルール化する必要があると思われる。

質疑終了、評点審査なし

### ③行政区活動補助金（協働推進課）

質疑応答

委員：行政区活動補助金の交付実績を一覧にしてもらったが、市として課題が見えたものがあればお聞きしたい。

事務局：76行政区ある中で世帯数を見ると20あまりの世帯数からなる行政区もあれば、1,500近くの世帯からなる行政区があり、行政区間の規模のばらつきが相当あることは課題と考えている。

委員：さきほどの校区コミュニティでも議論になったが、この補助金も運営費と地域づくり活動費、隣組活動費があるが、それぞれの補助金が目的どおり適切に使われているか確認できているのか。

事務局：補助金実績報告の際には、運営費補助の決算状況を認定調書を取りながら精査しており、運営費のほとんどは、役員手当てとして支出されている。地域活動補助金についても要綱上のふれあいに関する事業やサイン事業などをどのように実施したのか認定をしている。事業では、地域のデイサービス、グランドゴルフ大会、行政区の運動会などが多く実施されている。それぞれの事業でいくらかかったのか資料により認定している。

委員：委員が評点審査をするにあたり、交付一覧表だけで何をどのように判断するのかと思った。この補助金も校区コミュニティのように抜本的に考えてもらうことになるかなという感じがする。

事務局：行政区の収入及び支出の科目はそれぞればらばらであり、我々の検証ができていないこともある。役員手当て等も様々で課題があると考えている。

委員：補助金が生きた使い方をされているのだろうか。

事務局：この補助金を交付しないとすれば、大きな問題になることは想定される。行政区活動は、地縁関係が希薄化するなかで行われており、区長等役員の担い手がない実態があり、さらに補助金がないとすれば協力が得られないことが想定される。

委員：協力してもらえないこととはどのようなものか。

事務局：行政区長には委託契約という形で業務履行をしてもらうことになっているが、市からお願いしている毎月1回の広報の配布は、隣組長や総代などいろんな方の手を取りながら末端の各戸まで届けている状況があるが、この費用負担は行政区長の報酬のみとしており、それ以外は地域活動としても実施してもらっている。このような協力があると思われる。庁内それぞれの部署の計画策定における委員の推薦などの協力が日常的にある。その他、環境面のごみの巡視とか市民生活を支える活動に地域の協力をお願いしている。

委員：無償で地域の協力を得ることができない状況の中、補助金により活動経費に充ててもらうことは理解できるが、委員会としてこの補助金を審査するには、提出された資料では実態が分からないため、評価のしようがないというのが意見である。

委員：行政区についても、市は決算書のフォーマット並びに記帳内容について全行政区統一し指導する必要がある。

委員長：大規模災害等への対応として地域力が求められる中で、行政区、校区コミュニティを強化充実していく方向にあり、市としては少し時間をかけて補助金資料の整理を進めるとともに本来的なコミュニティ組織のあり方を検討するタイミングと考える。大きい問題もはらんでいるので簡単に答えがでないかもしれないが、検討してもらえばいいのかなと思う。行政区は地域力のよりどころとなる重要な組織であり、そこに市が補助金を出すことについては誰も異論はないと思うが、どういうことで補助金を出すのか理屈をしっかりと組み立てる必要がある。行政区活動補助金については、委員会としては評価できないという意見であったので、評点審査は

しないこととする。評点評価が出来るような予算・決算のフォーマットや記帳の仕方、実績報告書の書き方など統一的考え方を整理することで方向が見えてくるのではないかと思う。校区コミュニティ、行政区、高齢者地域活動、エンジョイ広場の補助金は、コミュニティ行政のに関わる補助金であるので同じ取り扱いとし、今回の評価はしないこととする。

質疑終了、③行政区活動補助金、④高齢者地域活動支援補助金、⑤エンジョイ広場事業補助金について評点審査なし

補助金審査終了